

平成28年度全国高等学校総合体育大会
尾道市実行委員会協賛取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾道市で開催される平成28年度全国高等学校総合体育大会「2016 情熱疾走 中国総体」(以下「大会」という。)について、企業等から協賛の申出があった場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(協賛の種別)

第2条 協賛の種別は次のとおりとする。

- (1) 競技種目別大会プログラムへの協賛広告
- (2) 協賛金、協賛物品
- (3) その他、会長が認めるもの

(募集)

第3条 協賛の募集は、平成28年度全国高等学校総合体育大会広島県実行委員会のホームページ、文書による依頼、訪問等によるものとする。

(範囲)

第4条 広告掲載を行う位置、枠数等は、対象物の目的を妨げない限度において、会長が定めるものとする。また、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛として受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反するもの。
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (4) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。
- (5) 政治活動、宗教活動等に関係するものであると認められるもの。
- (6) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの。
- (7) 公益財団法人全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結している企業又は団体のカテゴリ一独占権に抵触するもの。(別表1)
- (8) 反社会的勢力と認められるもの。
- (9) その他会長が適当でないと判断するもの。

(申込方法)

第5条 協賛の申込方法については、次のとおりとする。

- (1) 協賛の申込みは、平成28年度全国高等学校総合体育大会尾道市実行委員会協賛申込書(様式第1号)により行う。
- (2) 平成28年度全国高等学校総合体育大会尾道市実行委員会は、協賛金を受け入れたときは、平成28年度全国高等学校総合体育大会尾道市実行委員会協賛金受領証明書(様式第2号)を、協賛物品を受け入れたときは、平成28年度全国高等学校総合体育大会尾道市実行委員会協賛物品等受領証明書(様式第3号)を協賛者へ発行する。

(区分)

第6条 協賛金及び広告掲載料については、大会の事業費に充てるものとし、物品の提供については、本市開催の競技種目別大会及び広報活動又は運営に関する諸物品として活用するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 会長は、第5条の申込書の提出を受けた場合は、速やかに広告掲載の可否を決定する。

2 会長は、前項の可否を決定したときは、平成28年度全国高等学校総合体育大会尾道市実行委員会協賛広告掲載決定通知書(様式第4号)又は平成28年度全国高等学校総合体育大会尾道市実行委員会協賛広告不掲載決定通知書(様式第5号)により、当該申込者に通知する。

3 会長は、該当申込者が第4条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では、協賛金額の多いものを優先することができる。

(1) 第1順位 平成28年度全国高等学校総合体育大会の協賛企業の広告(協賛企業で同順位となった場合は、スポンサーシップ順位の高い順とする。)

(2) 第2順位 国又は地方公共団体が出資し、又は出損している法人又は団体の広告

(3) 第3順位 公益法人及び公益的団体の広告(前号に掲げるものを除く。)

(4) 第4順位 私企業のうち公益的性格を有する企業広告(前号に掲げるものを除く。)

(5) 第5順位 私企業又は事業を営む個人の広告(前号に掲げるものを除く。)

(6) 第6順位 前各号に掲げるもの以外の広告

4 前項の規定によっても順位が同じ広告が複数あることにより、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、別表2のとおりとする。

2 第7条の規定により広告掲載決定通知書を受けたもの(以下「広告主」という。)は、会長が指定する期日までに広告掲載料を一括前納するものとする。ただし、特別な理由があると、会長が認めたときは、この限りでない。

3 広告掲載料は、原則振込払いとする。

4 会長が必要と認める広告は、別表2 広告掲載料の額に依らず、無料で広告を掲載することが出来る。

(掲載内容の変更)

第9条 会長は、掲載決定後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等(以下「広告物の内容等」という。)が掲載の範囲に抵触し、又はそのおそれがあると認められるときは、広告主に対し広告物の内容等の変更を求めることが出来る。

2 広告主が広告物の内容等の変更を希望する場合は、会長が定める日までに、平成28年度全国高等学校総合体育大会尾道市実行委員会協賛広告内容等変更申込書(様式第6号。以下「変更申込書」という。)を会長へ提出し、会長の決定により広告物の内容等を変更することができる。また、変更申込書の提出の際には変更後の広告を添えるものとする。

3 第7条の規定は、前2項の規定による広告の変更について準用する。

(掲載の取下げ)

第10条 自己の都合により広告の掲載の取下げを求める場合は、広告主は、会長が定める日までに、平成28年度全国高等学校総合体育大会尾道市実行委員会協賛広告掲載取下げ申出書(様式第7号)を会長へ提出するものとする。ただし、既に納付された広告掲載料については、これを返還しないものとする。

(掲載決定の取消)

第11条 会長は、次のいずれかに該当する場合は、第7条に規定する決定を取り消すことが出来る。

- (1) 会長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 会長が指定する期日までに広告物の原稿を提出しなかったとき。
- (3) 第9条第1項による掲載内容の変更に対し、広告主が応じないとき。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- (4) 広告掲載された広告に関し、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、広告主の責任及び負担により解決するものとする。
- (5) 広告主は、広告の表示内容等について法令等の規制がある場合は、該当法令等を遵守しなければならない。

(協賛金等の還付)

第13条 納付された協賛金、広告掲載料は返還しない。ただし広告主の責めに帰さない理由により広告掲載出来ない場合で、かつ、掲載期間の延長が困難な場合に限り、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

(協賛金又は協賛物品等への謝意)

第14条 会長は、協賛金又は協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して礼状その他の方法により謝意を表すとともに、必要に応じて企業名を掲載するなどの周知を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月19日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

(別表1)

平成28年度全国高等学校総合体育大会協賛企業広告(同業種広告が禁止されるもの)

	スポンサー名	カテゴリー
特別協賛	大塚製薬株式会社	清涼飲料 固形栄養補助食品
協賛	株式会社ジェイティービー	宿泊 弁当
協賛	株式会社マイナビ	就職情報の提供サービス業務 進学情報提供サービス業務 不動産賃貸情報提供サービス業務
協賛	カンコー学生服株式会社	衣料
協賛	株式会社P&P浜松	競技写真・集合写真販売

(別表2)

競技種目別プログラム協賛広告掲載料

対象	広告サイズ(A4判)	印刷色	協賛金額
・ソフトボール競技 ・サッカー競技	1ページ	カラー	10万円以上
	1/2ページ		6万円以上
	1/3ページ		4万円以上
	1/4ページ		3万円以上
のうち1競技	1ページ	モノクロ	5万円以上
	1/2ページ		3万円以上
	1/3ページ		2万円以上
	1/4ページ		1万5千円以上
	1/6ページ		1万円以上

<事務局および送付先>

平成28年度全国高等学校総合体育大会尾道市実行委員会事務局
〒722-8501

尾道市久保一丁目15-1 尾道市教育委員会 生涯学習課内

TEL:0848-20-7499 FAX:0848-37-0233

E-mail sposhin@city.onomichi.hiroshima.jp